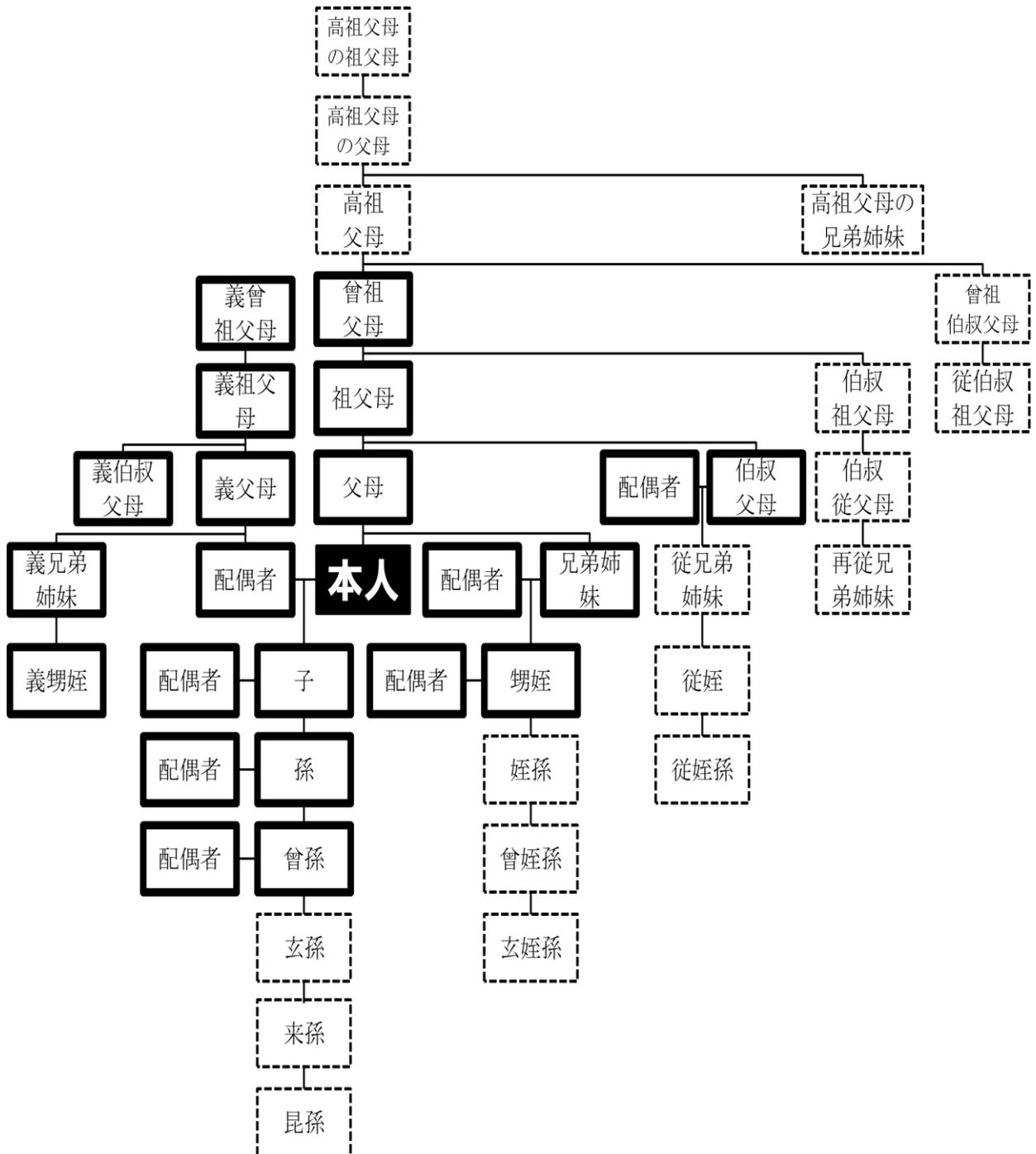


感染症名

- ・エボラ出血熱
- ・クリミア・コンゴ出血熱
- ・痘そう
- ・南米出血熱
- ・ペスト
- ・マールブルグ病
- ・ラッサ熱
- ・急性灰白髄炎
- ・ジフテリア
- ・重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）
- ・中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）
- ・鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。）
- ・インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ（を除く。）
- ・百日咳
- ・麻しん（はしか）
- ・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
- ・風しん（三日はしか）
- ・水痘（みずぼうそう）
- ・咽頭結膜熱（プール熱）
- ・結核
- ・髄膜炎菌性髄膜炎
- ・コレラ
- ・細菌性赤痢
- ・腸管出血性大腸菌感染症（O157）
- ・腸チフス
- ・パラチフス
- ・流行性角結膜炎
- ・急性出血性結膜炎その他の感染症（※）
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項 から第9項 までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症

※その他の感染症（例 感染性胃腸炎（主な病原体：ロタウイルス、ノロウイルス等）、マイコプラズマ感染症、急性細気管支炎等）

親族の範囲（6親等以内の血族、配偶者、3親等以内の姻族）



感染症の発生により企業実習が実施されなかったこと の経緯書

受講者氏名	(歳)	申請番号	
住 所			
訓練科名 (番号)			
企業実習先名	(施設名) (住 所) (連絡先)		
企業実習を実施しな かった経緯 (感染症 の名称 (*) も記入 すること)	(赤字: 記載例) 感染症名: 感染性胃腸炎 企業実習を実施しなかった経緯: 老人ホーム〇〇センターの職員が感染 性胃腸炎に感染したことにより、同センター内の職員、入居者に感染が 拡大しないよう企業実習を実施しないことと判断したため。		
上記感染症により企 業実習を実施しな かった期間	自 令和 年 月 日	至 令和 年 月 日	日間

* 学校保健安全法施行規則 (昭和33年文部省令第18号) 第18条に規定する感染症に限ります。

詳しくは裏面を御確認ください。

上記の記載事実 zu 誤りのないことを証明します。

令和 年 月 日

(訓練実施施設名)

(所 在 地)

(訓練実施施設の長)

(電話 (担当者名))

印

印

〇〇公共職業安定所長 殿

学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第18条に規定する感染症一覧

- エボラ出血熱 ○クリミア・コンゴ出血熱 ○痘そう ○南米出血熱
- ペスト ○マールブルグ病 ○ラッサ熱 ○急性灰白髄炎 ○ジフテリア
- 重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）
- 中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）
- 鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。）
- インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。） ○百日咳
- 麻疹（はしか） ○流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
- 風しん（三日はしか） ○水痘（みずぼうそう） ○咽頭結膜熱（プール熱）
- 結核 ○髄膜炎菌性髄膜炎 ○コレラ ○細菌性赤痢
- 腸管出血性大腸菌感染症（O157） ○腸チフス ○パラチフス
- 流行性角結膜炎 ○急性出血性結膜炎その他の感染症（例 感染性胃腸炎（主な病原体：ロタウイルス、ノロウイルス等）、マイコプラズマ感染症、急性細気管支炎等）
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項 から第9項 までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症